

道路維持管理計画

平成27年 4月

中国地方整備局
倉吉河川国道事務所

目 次

1. 管理路線の概要	1
2. 道路管理計画策定の背景と目的	2
3. これからの道路管理の取り組み（道路管理計画）	3
(1) 道路の安全確保に向けて（維持管理目標）		
① 道路巡回		
② 清掃		
③ 除草		
④ 植樹剪定		
⑤ 舗装維持		
⑥ 設備点検		
⑦ 照明維持		
⑧ 除雪及び凍結防止剤散布		
⑨ 修繕事業		
4. その他		
(1) 道路管理方針の周知、広報	1 1
5. 参考資料	1 2
道路巡回、清掃、植樹管理の範囲		

1. 管理路線の概要

倉吉河川国道事務所は、鳥取県中部及び西部の道路事業、河川事業を担当しており、道路事業における県内国道の直轄指定区間は、一般国道9号の一部で計124.4km(2015.4.1現在)となっている。

○ 倉吉河川国道事務所が直轄管理する路線

①一般国道9号

一般国道9号は、京都市から下関市に至る主要幹線道路であり、当事務所では、鳥取県中部から島根県境に至る延長124.4kmを管理している。

この路線は、鳥取県中西部の安全・安心な暮らしを支え、かつ他地域との広域的な交流・連携を促進する重要な幹線道路となっている。

■出張所別管理区間延長

羽合国道維持出張所 全延長 124.4km

国道9号	鳥取県東伯郡湯梨浜町小浜～米子市陰田町	68.4km
山陰道	(鳥取県鳥取市青谷～鳥取県東伯郡湯梨浜町長瀬)	13.3km
	(鳥取県東伯郡琴浦町槻下～米子市陰田町)	42.7km

2. 道路維持管理計画策定の背景と目的

◆背景と目的

国管理の国道の維持管理は、地域により気象条件や沿道状況が異なることから、各地方整備局毎の清掃、除草、植樹管理等の維持管理基準により実施してきた。

倉吉河川国道事務所管内における維持管理について、維持管理項目毎の対象区間や作業頻度等を明確にした「道路維持管理計画」を策定、公表するとともに、この計画を基に道路の維持管理を実施していくこととする。

事後においては、維持管理項目ごとに実施した実際の頻度や費用、沿道住民からの苦情・要望等について明確にしつつ、次年度以降の維持管理に反映していく。

なお、直轄国道の維持管理にあたっては、サービス目標を踏まえた維持管理を進めることとし、維持管理基準の改善のため、作業量及び評価指標に関するデータの取得に努めます。

3. これからの道路管理の取り組み(道路管理計画)

(1) 道路の安全確保に向けて(維持管理目標)

①道路巡回

【道路巡回の種類と実施頻度】

➤ 通常巡回

平常時における巡回であり、原則としてパトロールカーから視認できる範囲で、道路の状況、交通の状況、道路利用状況等を把握するため実施する。

実施頻度

国道9号：原則として2日に1回の頻度で実施する。

山陰道：青谷IC～はわいIC間は、原則として2日に1回の頻度で実施する。

大栄東伯IC～米子西IC間は、原則として1日に1回の頻度で実施する。

➤ 定期巡回

主として通常巡回を補完する目的で実施するものであり、徒歩にて道路構造物等の細部点検を実施する。

実施頻度

原則として年に1回の頻度で管理区間を1巡する。

➤ 異常時巡回

台風、集中豪雨、積雪時の異常気象時や地震発生時に実施する巡回であり、主として危険が予測される箇所の点検および道路施設の被災状況、通行の可否等を確認するために実施する。

実施頻度

異常気象時等に適宜実施する。

1. 道路巡回は以下の項目を目的として実施する。

- i) 道路の異常、破損等を発見し、道路構造の保全を図る。
- ii) 交通に支障を与える道路の障害物および障害発生危険を発見する。
- iii) 道路の交通状況を把握する。
- iv) 占用工事、請願工事等の実施状況を把握する。
- v) 道路の不法使用、不法占用に対する指導、取締りをする。
- vi) 緊急を要する異常を発見した場合に、応急措置を実施する。

また、道路緊急ダイヤル(＃9910)による情報収集等、道路利用者等から道路の異常等に関する情報の活用にも努める。

②清掃

【清掃の種類と実施頻度】

➤ 車道の路面清掃

路面清掃は、路肩付近に土砂や落葉等の堆積物を除去し、自動車の制動距離の延伸及び二輪車等の事故を防止するために実施する。

実施頻度 堆積状況を確認の上、年間1回程度実施する。

➤ 歩道清掃

歩行者や自転車の通行に支障がないよう実施する。

実施頻度 原則として街路樹等からの落葉の除去に限定して実施する。

➤ 排水施設（構造物）清掃

土砂の堆積等による通水阻害を防止するため、土砂の堆積状況、排水系統、流末の処理能力等を定期巡回等により確認の上、実施する。

実施頻度 現地の状況により清掃の必要が生じた場合は、箇所を限定した上で年に1回を目安として実施する。

道路の構造及び沿道の土地利用状況、景観への配慮、通行の安全確保の対応が必要である等特別な事情がある場合は、上記にかかわらず実施する。

1. 道路清掃については、以下の箇所について実施する。

i) 車道部の路面清掃

ii) 歩道清掃

iii) 排水施設（構造物）の清掃

2. 事務所の施設量と実施エリア

i) 車道部の路面清掃

車道延長	管理延長	124.4 km	
うち DID地区	6.6 km	年1回程度	
その他	117.8 km	年1回程度	

ii) 歩道清掃

iii) 排水施設（構造物）

歩道清掃、排水施設（構造物）は、通常巡回、定期巡回等により確認の上実施する。

3. 実施時期

通常巡回時等により現状を確認の上、適切な時期に実施する。



■車道の路面清掃

なお、沿道のVSP活動団体へ支援を実施し、道路維持に関する作業の参加に積極的に努めていただくよう啓発を行う。

③除草

実施頻度

雑草の繁茂状況により建築限界内に障害が発生することを防止すると共に、通行車両からの視認性を確保するため除草すべき箇所を抽出した上で実施する。

道路の構造及び沿道の土地利用状況、景観への配慮、通行の安全確保の対応が必要である等特別な事情がある場合は、上記にかかわらず実施する。

【特別な事情の例】

- ・害虫の発生や種子の飛散などにより、道路利用者や農作物への影響がある箇所
- ・景観地区など特に景観に配慮する必要がある箇所
- ・学童等の安全確保に配慮する必要がある箇所

1. 除草は以下の目的として、実施する。

繁茂状況の目安として具体的な箇所を以下に示す。なお、特定外来生物防除に関する除草についてはこの限りでない。

- ・交差点部、曲線部で視距を確保する箇所
- ・交通安全施設の機能を確保する箇所・・・案内標識、デリニエータ等視線誘導標
- ・歩道部において、歩行者等の支障となる箇所
- ・歩道がなく、路肩を歩行者や二輪車（バイク、自転車）が走行する箇所
- ・観光地等で美観上の配慮が必要な箇所・・・関係する管理者と実施頻度を調整の上対応



■除草（歩道部）

2. H27実施予定数量

- ・除草面積 約120,000m²

上記面積は過去の実績より算出した数量であり、実施箇所については巡回等により確認を行った箇所を基本とし、年1回程度実施する。

また、農作物に影響ない地区で除草剤散布を実施する。

なお、沿道のVSP活動団体へ支援を実施し、道路維持に関する作業の参加に積極的に努めていただくよう啓発を行う。

④植樹剪定

実施頻度	高木、中低木：3年に1回程度（秋期から冬期に実施）
	寄植：1年に1回程度（夏期から秋期に実施）

高木、中低木について、生長が早い樹種にあつては、建築限界内での障害の発生防止や視認性の確保や沿道環境の向上のため、2年又は1年に1回程度とする。また、樹種や樹木の配置、景観への配慮、地域の特性、通行の安全確保の対応が必要である等特別な事情がある場合は、上記にかかわらず実施する。

1. 植樹剪定は以下を目的として実施する。

植樹帯及び中央分離帯の植栽を適切に管理することにより、繁茂による建築限界の阻害を防止し、道路利用者からの視距を確保することを目的とする。

なお、樹種等に応じて個別の植栽剪定に配慮する。

2. H27実施予定数量

・高木	実施予定数量	約	500本
・中低木	実施予定数量	約	260本
・寄植	実施予定数量	約	12,000m ²

交通安全上の問題がある場合には原則その都度実施

⑤舗装維持

実施頻度

舗装の維持（道路管理上緊急的に実施する必要があるパッチング等を除く）は、ひび割れ率30%～40%又はわだち掘れ量30mm～40mmの区間を

目安として、シール材の注入工法、切削工法等を実施する。

道路の構造及び通行の安全確保の対応が必要である等特別な事情がある場合は、上記にかかわらず実施する。

1. 舗装維持は以下の項目を目的として実施する。

- i) 舗装の耐久性を確保し、舗装の構造機能を保つ。
- ii) 路面の走行性を確保し、交通の安全と快適性を保つ。
- iii) 舗装に起因する沿道環境の悪化を防ぐ。

2. 対応の考え方

舗装のさらなる延命及び舗装補修のコスト縮減を図るため予防的修繕工法として、シー
ル材の注入工、切削工を実施する。

H 2 7 実施予定数量

- ・路面切削 約 2, 3 0 0 m²
- ・シーラ材注入 約 6, 0 0 0 m

維持的な補修については巡回等で確認された箇所を迅速に対応する。

⑥設備点検

道路設備（道路情報板、道路情報収集装置、トンネル非常用施設、道路排水設備（ポン
プ）、案内標識、照明灯など）は、安全・安心な通行をサポートするための重要な
施設で、点検の結果に基づいて、各施設毎に修繕・更新等の検討を行った上で、修繕
計画を策定し、計画的に補修を実施するものとする。

⑦照明維持

照明施設の維持は、ランプ切れの際に逐次実施するものとする。トンネル照明につい
ては、他の作業の規制に合わせて実施し、交通規制回数の低減に努める。
灯具等の交換にあたっては、経済比較により適切な灯具を選定する。

1. 事務所の施設量とH 2 7 実施予定数量

・施設量

道路照明灯	約 1, 2 0 0 灯
トンネル照明灯	約 1, 5 0 0 灯

・H 2 7 実施予定数量

道路照明灯ランプ取替	約 5 0 灯
------------	---------

⑧除雪及び凍結防止剤散布

車道の新設除雪は 5～10cm 程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し今後の道路交通に支障がきたすおそれがある場合に実施する。

歩道部の除雪は通学路、人家連坦地区等で、歩行者の通行に支障をきたす恐れがある場合に実施する。（新雪 20 cmの降雪量を目安）

凍結防止作業は、路面の凍結が発生しやすく、その影響が大きい区間で、路面凍結が予想される場合に実施する。

散布材料は塩化ナトリウムを基本とし、散布量は 20g/m² 程度を目安とし、対象区間の状況に応じ散布量を適宜設定することとする。

道路の存する地域の地形の状況及び通行の安全確保の対応が必要である等特別な事情がある場合は、上記にかかわらず実施する。特に、大雪時もしくは大雪が予想される場合には、道路の状況を確認の上、早期の除雪に出動すること等により、適時適切な除雪作業を実施する。

また、必要に応じ、警察等の関係機関との連携や必要な協議を行い、①チェーン規制や②早い段階での通行止め規制を行った上での集中的な除雪等を実施する。



■除雪（車道部）



■除雪（歩道部）

⑨修繕事業

道路施設の内、橋梁、トンネル、大型道路標識（門型式）、道路情報提供装置（門型式）、横断歩道橋、シェッド及び大型カルバートについては、5年に1回、近接目視による定期点検を実施する。

点検後の診断で「早期に措置を講ずべき状態」と判断されたものについては、次回点検時までには補修等を実施し、メンテナンスサイクルに基づく維持管理を行う。

- 橋梁補修は長寿命化修繕計画を作成し、点検・補修・データ収集を行うことで計画的に橋の長寿命化を図る。
 - ・ 橋梁長寿命化計画に基づき計画的に補修を実施する。
 - ・ 点検等を実施し必要に応じて補修を実施する。
 - ・ 点検等により重大な損傷が発生した場合には、緊急的に補修などの対策を実施する。
- トンネル補修は、トンネル修繕計画を作成し、点検・補修・データ収集を行う事で計画的な補修を実施する。
 - ・ トンネル点検において確認された箇所への補修については、変状や損傷の判定区分を基に、変状が著しい箇所・交通に影響が大きい箇所から優先的に補修を実施する。
 - ・ トンネル点検で緊急対策が必要な損傷を発見した場合には、早急に対策を実施する。
- 防災点検は、対策を要する箇所（要対箇所）について、防災対策を実施する。
 - ・ 災害等により被災した場合には、応急復旧作業等を速やかに実施するとともに、本格復旧のための補修対策を実施する。
- 大型道路標識（門型式）、道路情報提供装置（門型式）、横断歩道橋、シェッド及び大型カルバート等は、点検・補修・データ収集を行う事で計画的な補修を実施する。
 - ・ 点検において確認された箇所への補修については、変状や損傷の判定区分を基に、変状が著しい箇所・交通に影響が大きい箇所から優先的に補修を実施する。
- 小構造物補修等は、点検結果等から損傷度合いの高いもの、損傷の進行性があるものについて、構造物の補修を実施する。

1. 事務所の施設量とH27実施予定数量

・ 橋梁点検箇所数	全体箇所数	全 272橋	H27実施予定数量	54橋
・ トンネル点検箇所数	全体箇所数	全 6箇所	H27実施予定数量	3箇所
・ 防災点検箇所数	全体箇所数	全 124箇所	H27実施予定数量	124箇所
・ 橋梁補修箇所数			H27実施予定数量	13橋
・ 防災対策箇所数			H27実施予定数量	2箇所
・ 横断歩道橋	全体箇所数	全 10箇所	H27実施予定数量	3箇所
・ 大型道路標識（門型）	全体箇所数	全 13箇所	H27実施予定数量	5箇所
・ 道路情報提供装置（門型）	全体箇所数	全 7箇所	H27実施予定数量	1箇所
・ ロックシェッド	全体箇所数	全 1箇所	H27実施予定数量	0箇所
・ 大型カルバート	全体箇所数	全 57箇所	H27実施予定数量	27箇所



■ 橋梁の補修

4. その他

(1) 道路管理方針の周知、広報

- 道路維持管理計画については、本局および事務所ホームページに目的、実施方針、実施頻度をアップし、広く道路利用者、沿道住民等への周知に努める。
- 道路利用者、沿道住民等からの苦情対応等にあたり、道路維持管理計画の趣旨について十分な説明を行い、理解を求める。
- 行政相談、苦情件数等については内容を分析し、次年度以降の道路管理に反映する。

5. 参考資料

道路巡回、清掃、植樹管理の範囲について、参考図を添付しています。(別図－1)

倉吉河川国道事務所管内

- 国道9号

— 山陰道
- 植樹管理作業

 - ・高木、中低木 1回/3年
 - ・寄植 1回/1年
- 保守工事発注区間

— 巡回計画

— 植樹管理作業発注区間

